

小田原市津波防災地域づくり推進計画の素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市津波防災地域づくり推進計画の素案
政策等の案の公表の日	令和3年(2021年)4月15日(木)
意見提出期間	令和3年(2021年)4月15日(木)から 令和3年(2021年)5月14日(金)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、広報紙)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	27件(3人)
インターネット	2人
ファクシミリ	1人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	10
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	4
C	今後の検討のために参考とするもの	8
D	その他(質問など)	5

4 意見に対する考え方

意見番号	ご意見	反映区分	ご意見に対する考え方
1	沿岸部在住者だけでなく、小田原市北部在住者であっても市内のどこで被災するかわからないので、沿岸部の避難ビルなどの情報を知らせてほしい。	B	P62「津波避難ビルの見直し・追加指定」、P65「津波災害警戒区域外の地域への啓発」にあるように、今後津波災害警戒区域外の住民への広報を行います。
2	神奈川県は被害想定は過少な印象を受ける。 関東大震災の時に、上曾我の山の寺まで津波が来た。福島原発の津波のように、想定を上回る対策をどう注意喚起していくか考えてほしい。	D	令和元年（2019年）12月24日に神奈川県が公表した「津波災害警戒区域の指定について」の中では、「津波浸水想定は、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、最大クラスの津波で想定される浸水の区域と水深を平成27年（2015年）に県が設定しています。」とあります。 よって、市では県の最大クラスの浸水想定（津波災害警戒区域）を基に津波対策を実施します。
3	【津波が高くなる地形的な条件】を削除し“津波の特徴”を追加する ・津波の速度は海が深いほど速く、その速さはジェット機なみです。陸上上がった津波は100mを10秒以下の速さで移動します。 ・津波はかなりな高さまで陸上を駆け上がり、河口からも河川を遡上します。 ・津波は何度も繰り返し来襲します。 初めに到来した第1波が一番高いとは限らず、第2波、第3あるいはその後の波が最大となることもあります。 ・海には潮の満ち引きがあり、干潮と満潮を1日にほぼ2回ずつ繰り返します。同じ高さの津波でも、干潮よりも満潮の方が危険性は高くなります。津波の予報時には、津波の高さ、到達時刻、各地の満潮時刻も伝えられます。 ・津波警報が解除されるまでは、自宅に戻らない（数時間後に来襲することもある）。	A	いただいた意見を参考に、計画を修正します。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
4	<p>【小田原市における津波の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「津波高が高くなりにくい。」を、「津波高が<u>海岸近くになっても高くなりにくい。</u>」に修正する。 	A	<p>いただいた意見を参考に計画を修正します。</p>
5	<p>P40の見直し部分</p> <p>4-1 津波避難の一般的な考え方 次の文言を追加してください。</p> <p>津波避難3原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その状況で最善を尽くせ ・想定にとらわれるな ・率先避難者たれ 	A	<p>いただいた意見を参考に計画を修正します。</p>
6	<p>4-2 小田原市の津波の特徴と避難行動・避難対策への影響</p> <p>前文の最初の5行部分を下記に変更 小田原で想定される津波は次の2種類が考えられます。</p> <p>1. レベル1 津波と言って数十年から百数十年に一度の頻度で発生し、津波の高さはレベル2より小さい津波になります。</p> <p>2. レベル2は数百年から1000年に1度発生する高い津波です（最大クラスの津波）。</p> <p>大規模な津波災害が発生した場合でも、何としても人名を守るという考え方にに基づき、ハード・ソフトの組み合わせにより、人命を守りながら被害をできるだけ軽減する対策を実施いたします。この高い津波の到達時間は極めて短いため最新の避難行動と避難対策を講じる必要があります。また、比較的頻度の高い津波に関しては、人命や財産など種々の産業・経済活動を守り、国土を保全することを目標といたします。</p>	B	<p>変更のご意見をいただいた文章の内容に関する正しい情報は、P. 2やP. 6に記載があるため、原案のままとします。</p>

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
7	<p>最大クラスの津波（避難する時間が短い）に変更</p> <p>・「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」の最大津波が本市の海岸に到達する時間は、沿岸ごとに1分～10分という非常に短い時間が想定されています。このため、東日本大震災における津波避難や南海トラフ巨大地震のように10数分～数十分の避難時間の余裕がある場合と異なり、津波からの避難を浸水域外の安全な場所へ避難により追及することは大変難しいことが予想されます。なかでも1分という到達時間は全国でも例のない早さであり、避難方法に対する新たな考え方を導入する必要がある。以下は削除するとともに、地震による揺れの最中に避難が必要になる場合も考慮に入れる必要があります。</p>	D	<p>タイトルについては、原案のままとします。</p> <p>また、後半の削除に関する意見について、本市の津波の特徴である「震源が近い」ために、津波到達までの時間が極めて短いことに深く関わる重要な対策であるため、原案のままとします。</p>
8	<p>次の文章は削除</p> <p>・地震による揺れの最中にも避難をしなければならぬ場合の事を考えると、建物の耐震化や家具の転倒防止、避難経路上の危険なブロック塀の撤去等、安全かつ確実に避難が出来るよう日頃から対策する必要があります。</p>	D	<p>避難路の確保のため必要な事前対策であるため、原案のままとします。</p>
9	<p>避難距離が短いに変更すべき</p> <p>“避難の時間に余裕がある場合”</p> <p>ここの文章全体を見直しが必要。</p> <p>避難可能距離とありますが、どの程度の距離を想定して説明しているか不明。</p> <p>区域外の避難距離が短い地域が多く、避難が可能とありますがかえって危険です。</p> <p>短いということは津波が到達する可能性もあるということで、そこで被災し</p>	A	<p>いただいた意見を参考に計画を修正します。</p>

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
	<p>たときには小田原市の責任問題となります。</p> <p>したがって、第一には高台への避難を進めるべきです。</p> <p>第二は津波避難ビルの推奨です。</p> <p>避難場所まで、何分で避難可能か訓練をして決めてもらう。</p>		
10	<p>「津波へ意識不足」この見出しは何のことか不明？</p> <p>ここの文章全体を見直すか削除してもよいのでは。</p> <p>海拔10mの高さまでの津波の啓発を継続した場合は、どんな問題が発生しますか。</p> <p>異なる認識が根付いているとありますが、どなたが言っていますか。</p>	D	<p>見出しについては、最新の津波浸水想定（津波災害警戒区域）への意識不足を指します。</p> <p>啓発については、住民に対して正しいリスクを周知した上で対策を講じていく必要があると考えています。</p> <p>また、「異なる認識」については、地域のワークショップで出た意見をもとに課題としています。</p>
11	<p>レベル1津波のハザードマップを作成し避難対策を検討する必要があります。</p>	C	<p>ご意見として承ります。</p>
12	<p>要配慮者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と行政が連携して災害時の要配慮者の把握と避難支援内容を検討する。 ・避難支援に関しては、避難に時間的に余裕がある場合などで避難支援者の安全を確保の上支援する。 ・要配慮者も支援されるにあたり、あらかじめ防災対策などの準備しておく。 ・要配慮者が既に避難した場合は、外から避難支援者に避難したことがわかるように玄関などに表示しておく。 	C	<p>今後の対策の参考にします。</p>
13	<p>「揺れだ！津波だ！すぐ避難！」をスローガンとして、強い揺れ<u>または長い時間の揺れ</u>を感じた時は、津波警報等を待つことなく、直ちに避難開始下線部分を追加する。</p>	A	<p>ゆっくりとした長い揺れの地震は、震源地が遠く、津波の到達まで時間があるため、その場合は、津波警報等が発令されてからこれに基づき避難を行っていただけだと思います。「すぐ避難」が必</p>

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
			要な津波到達時間が非常に早い津波は、震源地が近く、「今まで感じたことのないような強い揺れ」とともに発生するため、その旨追記しました。
14	下記に修正する 津波災害警戒区域外の高台に避難できる人は、高台へ！（水平避難） 近くに高台のない人は、鉄筋コンクリート建ての3階以上へ！（垂直避難）	A	P45にもあるように、小田原方式津波避難要領は、100%の確実性を保証するものではなく、避難時間が極めて短いといった本市の津波避難の特性を十分に理解したうえで、住民一人ひとりが自ら判断して避難要領を決定し、一人でも多くの住民の命が助かるようにしようとするものです。 また、原則は区域外への水平避難を推奨していることは追記いたします。
15	市域全域津波災害警戒区域外の地域への啓発 防災教室・出前講座などは数値目標として年 x x 回と記入	A	いただいた意見をもとに修正します。
16	市域全域公立の保育園・幼稚園・小・中学校での避難訓練の促進（津波避難計画の提出、訓練の実施を追加）	B	P63とP66にすでに記載されているため、原案のままとします。
17	沿岸地域 津波訓練の実施 学校・自治会連携して津波避難訓練の実施、地域住民・小中高生への訓練参加の呼びかけ 年度初めに津波避難訓練計画を提出	C	今後の対策の参考にします。
18	市域全域 各家庭備蓄の促進 啓発活動の数値目標を記入	A	いただいた意見をもとに修正します。
19	市域全域 携帯トイレの備蓄、使用方法の普及啓発 啓発活動の数値目標を記入	A	いただいた意見をもとに修正します。
20	沿岸地域 まちづくり委員会で定期的に津波避難計画の検討を行うでの啓発	B	P67にすでに記載されているため原案のままとします。

意見 番号	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
21	7-1 今後の行動の決定についての序文の最後、「常時即時的に改善するサイクル（OODA(ウーダ)ループ)を続けていきます。」の後に「少なくとも年に最低1回点検・検証していきます。」を追加してください。	A	第6章の個別事業・事務は、事業ごとに迅速な意思決定と行動を可能にするフレームワークであるOODAループによる実行をしつつ、全体的な見直しを2年に1度のペースで行っていく予定なので、その旨記載いたします。
22	市域全域福祉避難所の追加 民間施設と協定を締結して福祉避難所を増やす。 福祉避難所を開設時は公表する。	C	今後の対策の参考にします。
23	市域全域 津波ハザードマップに津波指定避難場所や作成津波避難ビルの所在場所を記載	D	P62「津波避難ビルの見直し・追加指定」にあるように、今後、耐浪性を考慮したうえで、津波避難ビルを見直していきます。 津波避難ビルの見直し後、住民へ周知していく予定です。
24	市域全域 避難行動要支援者の個別計画の作成 ケアマネージャーなどの福祉の専門家に災害時のケアプランを作成してもらう（1件7,000円支給）。	C	今後の対策の参考にします。
25	市内に住む多くの市民は海岸線に発災後1～3分で津波が到達することを理解していないのでこの啓発に向けて早急に具体的に取り組むべきである。	C	津波防災地域づくり推進計画の策定に伴い、さらに避難要領などを踏まえ住民周知を進めていきます。
26	海岸線の住民には津波対応のコミュニティー・タイムラインを市役所の主導で推進することを方針に掲げることが望ましい。	C	津波防災地域づくり推進計画の策定に伴い、さらに避難要領などを踏まえ住民周知を進めていきます。
27	自治会、学校および企業団体等への津波防災に関する定期的な講習会を展開し、啓発を万全にするべきである。	C	幅広い世代や団体に向けて周知を進めていきます。

5 提出意見と関係なく変更した点

	改正後	改正前	修正理由
1	P32 (3) 高潮浸水想定区域 令和3年5月28日 指定 (4) 内水浸水想定区域 今後指定予定があります。	(3) 高潮浸水想定区域図 今後指定予定があります。 (4) 内水浸水想定区域図 今後指定予定があります。	文言の修正と、 高潮浸水想定 区域の指定時 期を修正
2	P43・上記の検討とその対策に関わ らず、結果的に津波からの避難が困 難な地域が残った場合でも、気候変 動を踏まえた海岸防護水準の見直 し、高台への集団移転、建築規制を 行うことなども視野に入れて、これ 以上津波から避難をすることがで きない人を増やさないという検討 も行っていく必要があります。	上記の検討とその対策にも関わら ず、結果的に津波からの避難が困難 な地域が残った場合には、レベル1 津波に対する津波対策施設をさら に強化したハード整備や、高台への 集団移転、建築規制を行うことなど も視野に入れて、これ以上津波から 避難をすることができない人を増 やさないという検討も行っていく 必要があります。	県砂防海岸課 からの意見
3	P46 4-4 事前対策 項目追加	新規	第2回協議会 意見
4	P60 I 減災 緊急輸送道路沿道建物の耐震化	VI 今後検討すべき課題 緊急輸送道路沿道建物の耐震化	すでに実施済 み事業のため
5	P71 VI 今後検討すべき課題 耐震改修費補助の上乗せの検討 区域内の木造住宅の耐震性の向上 又は除却をさらに促進させるため、 補助の上乗せについて検討する。	新規	第2回協議会 意見